

園児・保護者のみなさまへ



## 保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

(令和4年度第3報)

★鳥取県版新型コロナ警報7/19現在★

# 鳥取県西部に**警報**発令中!

平素より、本市が取り組む子育て支援の取り組みにご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

鳥取県西部地区を中心に、これまでで最もうつりやすい、オミクロン株「BA.5」等による感染が急拡大しています。市内の保育園、認定こども園及び幼稚園では引き続き感染予防に努めておりますが、子どもたちを守るため、今一度、一人ひとりの感染予防対策をお願いします。

### 記

## 1 体調不良で登園を避けていただく際の考え方について

(1) お子様に発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は、登園を控えてください。

○発熱だけで判断せず、お子様の状況や医師の受診結果などを踏まえて判断してください。以下は、あくまでも例示であり、基礎疾患の有無などによっても変化します。日頃から健康観察をしていただき、普段と様子が違うときは登園しないようお願いします。

○登園を控えていただく例…発熱(平熱より高い)、息苦しさ、倦怠感(だるさ)等があるとき

○登園可能な例…呼吸器症状等が感染性ではないと医師が判断し、登園しても良いと言われたとき

(2) 保護者の皆様に発熱などの体調不良がある場合

園へお伝えください。園児の送迎時の接触を減らすために玄関対応とする等、感染リスクを減らす対応をさせていただきます。

(3) 次の場合は、保育園等の利用はできません。

- ・園児が陽性となったとき
- ・園児が濃厚接触者に該当したとき
- ・園児が保健所等の要請によりPCR等検査を受け、結果が判明するまでの間
- ・園児の同居家族が保健所等の指示でPCR等検査を受け、結果が判明するまでの間

※境港市保育所規則第6条第2号の規定により、利用停止となります。(利用停止で欠席した場合、保育料等は日割りで還付いたします。)

## 2 保育園等の運営にご理解・ご協力をお願いします

感染の予防に努めておりますが、感染リスクを完全に無くすことは困難です。また、新型コロナウイルス感染症に起因する理由で、通常通りの職員体制を取ることができない事態も予測されます。保護者の皆様には急なご対応をお願いすることもございますので、保育園等の運営について、ご理解とご協力をお願いします。

(裏面もご覧ください)

# 境港市保育園等における新型コロナウイルス感染症の対応計画 （令和4年7月19日現在）

**1 感染の予防** 3つの密の回避（密閉空間、多くの人が密集する場所、密接した距離での会話）を避けましょう。こまめな手洗い、咳エチケットに取り組みましょう。  
 ※鼻咳が出る等の症状がある園児は、発達段階等からマスクの着用が可能な場合はマスク着用をお願いします。なお、一律にマスク着用を求めるものではありません、マスク着用による息苦しさを感じていないか十分に注意し、健康被害等が発生するおそれがあると判断する場合は、マスクを外すようにしてください。

**2 体調不良は登園を避けて** 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合をはじめ、日頃から健康観察をしていただき、普段と違うときは無理に登園しないようお願いいたします。ただし、呼吸器症状等が感染性のものではないと医師が判断した場合は、この限りではありません。

**3 感染の疑いがあるとき** かかりつけ医に相談してください。相談先に迷ったときは、**受診相談センター 0120-567-492（土日祝も開設、9時～17時15分）**に相談してください。上記以外の時間は、米子保健所 0859-31-0029 まで  
園児や同居する家族が、陽性又は濃厚接触者に該当したときや、保健所の判断によりPCR等検査を受ける場合は、すみやかに園へ連絡をお願いします。

<b>4 感染発生期</b>	A 第1段階	緊急事態宣言等の地域に指定されたときや、市内にクラスターが発生したとき等で、感染拡大を防ぐため市長が必要と判断するとき（園児や職員の感染は確認されていない状態）。	・園は運営いたしますが、登園自粛を要請します。 ・病児・病後児保育の利用条件を設けます。
	B 第2段階	園児が濃厚接触者には該当しないが、保健所からの指示でPCR等検査を受けるとき。	・PCR等検査の結果が判明するまでは、登園を控えるよう要請します。
		園児が濃厚接触者に特定されたとき。	・該当する園児や職員に対し、保健所が外出等の活動を許可するまで（濃厚接触から7日間程度）は登園せず、自宅等での健康観察を要請します。
C 第3段階	園児や職員に、1人でも陽性が確定したとき。	・陽性が確定した園については原則休園。（一部クラス閉鎖となる場合があります。再開については保健所等と協議の上、決定します。）	

※新型コロナウイルス感染症に適切な対応を図るため、本計画に記載した内容について、必要な見直しをさせていただきます場合があります。

※感染者や関係先に対する心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は絶対行わないようお願いします。

## ★済生会こどもケアルーム（病児・病後児保育）の利用方法について★

済生会境港総合病院内感染を防ぐため、令和4年7月15日から当面の間、利用にあたり次の条件を設定します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 境港市病児・病後児保育診療情報提供書をかかりつけ医に記入してもらい提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は利用できません。
- 37.5℃以上の発熱があった場合は、解熱後24時間を経過していること。（発熱中は利用できません。）
- インフルエンザ、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナその他の診断があり、病児・病後児保育の実施施設の責任者が利用を認めるとき。

※米子市の病児・病後児保育施設について、は米子市ホームページ (<https://www.city.yonago.lg.jp/28790.htm>) をご参照ください。